

高速道路建設・整備促進等に関する要望書

全国高速自動車道市議会協議会は、高速道路建設・整備促進等に関する要望書を決定いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年10月

全国高速自動車道市議会協議会
会 長 神 野 義 孝
(御殿場市議会議長)

要 望

高規格幹線道路網等は、物流や観光などによる経済効果をもたらすなど、地方創生を支え、国土の均衡ある発展に寄与しているほか、災害発生時において救援や復旧に向けた緊急輸送を支える重要な社会基盤となっている。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、医療物資や生活物資を届ける「命の道」としての機能を発揮している。

しかしながら、高規格幹線道路網の進捗率は全国で86%に達したものの、整備の大幅に遅れている区間が多く残され、整備が進んでいる区間においても既存施設の老朽化対策などが急務となっている。

よって、国におかれては、下記の事項につき実現を図られるよう強く要望する。

記

1 建設促進について

- (1) ミッシングリンクを解消するため、高規格幹線道路網14,000キロメートルの早期整備に向けた明確な方向性を示すとともに、安定的に道路整備等を実施できるよう、財源の確保に万全を期すこと。また、高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路の整備についても、所要の財源を確保すること。

- (2) 国土の均衡ある発展のため、整備の遅れている地域への一刻も早い着工を図ること。
- (3) 安全性の確保や災害時の対応のため、暫定2車線区間の4車線化の早期実現を図ること。

2 高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の推進について

- (1) 効率的なピンポイント渋滞対策や交通状況に応じた車線運用等により、道路ネットワーク全体として、その機能を最大限に発揮させること。
- (2) 物流拠点や観光地などへのアクセス性向上に資するインターチェンジの整備促進を図ること。

なお、インターチェンジの整備にあたっては、地域の要望を踏まえるとともに、取付道路等周辺交通環境の整備にも十分に配慮すること。

また、ETC2.0を対象として、高速道路外の休憩施設等への一時退出を可能とする実験の対象を希望する各地域へ拡大するとともに、一時退出可能時間の延長を図ること。

- (3) 利用者の利便性の向上のため、SA及びPAの空白区間の解消やガソリンスタンドの設置等を図ること。また、SA及びPAを活用した地場製品の販売など、地域活性化に資するための施設となるよう、支援を行うこと。

3 安全対策の推進について

(1) 防災対策等の推進について

- ア 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続及び対象事業を拡充し、自然災害対策への強化を図ること。
- イ 高速道路の法面を利用した津波避難所など、防災対策の充実強化を図ること。
- ウ 緊急物資の集積所など、災害時の防災拠点としてSA・PAの活用を図ること。

(2) 老朽化対策等の推進について

- ア 道路施設の定期点検の結果を踏まえ、予防保全による道路の老朽化対策の一層の推進を図ること。
- イ 橋梁やトンネル等の老朽化する道路施設の適時適切な維持管理・更新が実施されるよう、十分な財源を確保すること。
- ウ 高速道路をまたぐ跨道橋の適切な維持管理が可能となるよう、十分な支援措置を講じること。

(3) 事故防止対策等の推進について

- ア 大型トラックや高速バス等による重大事故防止のため、万全の安全対策を講じるとともに、高速道路逆走事故についても、SA及びPAへの遮断機の設置など、具体的な防止対策を図ること。
- イ 暫定2車線区間については、正面衝突事故の防止のため、対面通行区間におけるワイヤロープの設置など、

当面の緊急対策等の実施が図れるよう、十分な財源を確保すること。

ウ 高速道路の安全性の向上や渋滞の解消に寄与する A S V（先進安全自動車）技術搭載の車両に対するインセンティブとして通行料金割引等の導入を図ること。

4 料金制度について

高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題等も検証しながら、適時適切な見直しを行うこと。

